

令和6年5月23日

各県所管社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

社会福祉施設等における防災対策の徹底について（通知）

社会福祉施設等における地震、集中豪雨等の自然災害に対する防災対策については、これまでも、万全を期するようお願いしているところです。特に今後梅雨時期を迎え、大雨などにより災害が発生するおそれがあるとともに、大規模地震への備えもより必要となっています。

ついては、「留意事項（別紙3）」を踏まえ、引き続き防災対策に万全を期するとともに、災害による被害発生時には、次により報告していただくよう、お願いします。

1 災害による被害発生時の報告方法

災害による被害発生状況	報告方法
(1) ① サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害 ② 人的被害	<u>ただちに、被害状況を県の施設担当部署（別紙2）及び市町担当課に電話していただくよう、お願いします。</u>
(2) その他の被害（(1)以外）	速やかに、被害状況を、社会福祉施設等被害状況報告書（別紙1）により、県の施設担当部署（別紙2）に報告してください。

2 災害による被害発生時の報告先

施設種別 (事業所等を含む。)	県の施設担当部署（県施設担当課及び担当グループ）	電話番号 FAX番号	提出先 メールアドレス
（「県の施設担当部署（別紙2）」を参照してください。）			

【送付資料】

- (1) 「社会福祉施設等被害状況報告書」（別紙1）
- (2) 「県の施設担当部署」（別紙2）
- (3) 「留意事項」（別紙3）
- (4) リーフレット（避難確保計画）
- (5) 比較表「非常災害対策計画と避難確保計画の比較」
- (6) 厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）

3 その他

災害による被害発生時の報告については、1（2）による方法により行うこととしていますが、厚生労働省においては、令和3年度から「災害時情報共有システム」（以下「システム」という。）の運用を推進しており、本県においても児童関係施設及び障害児者関係施設については、既にシステムの運用が開始されております。

システムによる報告は、国で登録された災害のみが対象となり、それ以外の災害の報告については、従前どおりの方法（1（2）の方法）により報告することとなりますので、十分にご留意ください。（システムによる報告方法の詳細については、各施設担当部署等にお問い合わせください。）

なお、高齢者関係施設については、本県（政令市を除く。）において、令和7年度からシステムによる報告の本格運用を予定しており、準備を進めているところであるため、今年度については、引き続き従前どおりの方法（1（2）の方法）により報告してください。

【災害発生時における被災状況の報告方法】

施設分野	国でシステム登録された災害の場合	それ以外の災害の場合
児童関係施設	システムによる報告	従前どおりの方法（１（２）の方法）
障害児者 関係施設		
高齢者 関係施設	従前どおりの方法（１（２）の方法）	
その他 施設		

4 参考

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 プラン推進グループ	082-513-3171
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び女性関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	医療介護基盤課 法人指導・老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	医療介護基盤課 介護事業者指導グループ	082-513-3208
	サービス付き高齢者向け住宅	住宅課 住宅指導グループ	082-513-4167
その他施設	地域福祉センター等	地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ	082-513-3144
	保健施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734

留 意 事 項

1 非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び避難訓練の実施等（別紙比較表を参照）

（１）非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施等

施設等においては、水害・土砂災害や地震等の非常災害に対処するため、災害時における施設等の利用者の避難場所・避難経路・避難方法、職員間の連絡体制を含む非常災害に関する具体的計画（以下「非常災害対策計画」という。）の策定及び避難訓練を行うこと。

なお、施設等の非常災害対策計画の策定に当たっては、これまでに発出された厚生労働省の通知等に基づき、別紙比較表の「計画で定めるべき項目」を全て盛り込むこと。施設等における非常災害対策計画の策定により、防災（避難）台帳に代わるものとするができること。

併せて、職員及び利用者に対して、避難場所・避難経路・避難方法などを周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう、非常災害対策計画に基づき、有効な避難訓練その他必要な訓練を計画的に実施したうえで、非常災害対策計画の内容を検証し、必要な見直しを行うこと。

（２）周辺状況の把握及び避難確保計画の策定等

施設等においては、がけ崩れの恐れがある急傾斜地などの周辺状況を的確に把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

特に、施設等が土砂災害（特別）警戒区域内・浸水想定区域内・津波浸水想定内にある場合は、関係市町・消防機関等と必要な情報交換・連携を図ること。

併せて、施設等が土砂災害（特別）警戒区域・浸水想定区域内・津波浸水想定内にあり、かつ、市町地域防災計画に位置付けられている場合には、施設等の立地区域に応じ、避難確保計画を策定するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施すること。

なお、施設等の避難確保計画の策定に当たっては、別紙比較表「計画で定めるべき項目」を全て盛り込むこと。

2 気象情報等の把握及びライフライン等の点検並びに食料・飲料水等の備蓄等

（１）気象情報等の把握及び安全確保

施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等を把握したうえで、適切な判断を行い、利用者の安全確保を図ること。

（２）ライフライン等の点検

施設等においては、予め、災害発生によりライフライン等が寸断（断水、停電、道路遮断等）された場合に備えた点検を実施しておくこと。

点検に当たっては、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡。以下「国事務連絡」という。）における点検項目（例）を参照すること。

(3) 食料・飲料水・生活必需品等の備蓄

施設等においては、災害の発生によるライフライン等の寸断（断水、停電、道路遮断等）に伴い、物資の供給に支障が生じた場合に備え、利用者及び施設職員などの生活に必要な食料・飲料水・生活必需品及び燃料等について、最低限3日間分以上の備蓄に努めること。

なお、物資の備蓄状況の点検に当たっては、国事務連絡における点検項目（例）を参照すること。

3 事業継続計画（BCP）の策定及び事業所間の協定締結等

(1) 事業継続計画（BCP）の策定

施設等においては、災害発生時における社会福祉施設等の業務継続に必要な事項を予め定める事業継続計画（BCP）の策定を行うこと。

なお、事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、厚生労働省のHPや国事務連絡における点検項目（例）等を参照すること。

【厚生労働省 HP】

[介護施設・事業所における業務継続計画\(BCP\)作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsoku/cyakuho/kyouka/kyouka.html)

(2) 事業所間の災害支援協定の締結

大規模災害に備え、あらかじめ県内の施設や近隣県の施設との間で、災害時における被災施設利用者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を締結するための検討を行うこと。

(3) 施設等の耐震化整備

耐震基準を満たしていない施設、建築基準法の改正前（昭和56年度以前）の施設等については、早期の耐震化整備に努めること。

水防法・土砂災害防止法が改正されました

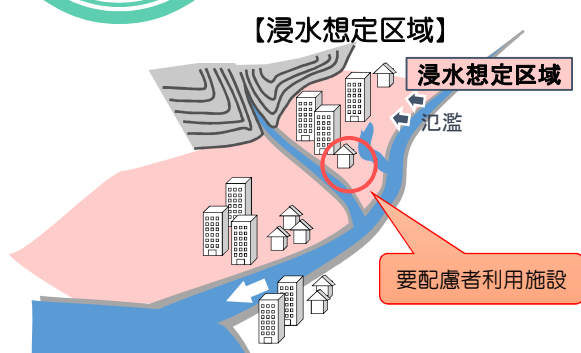
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

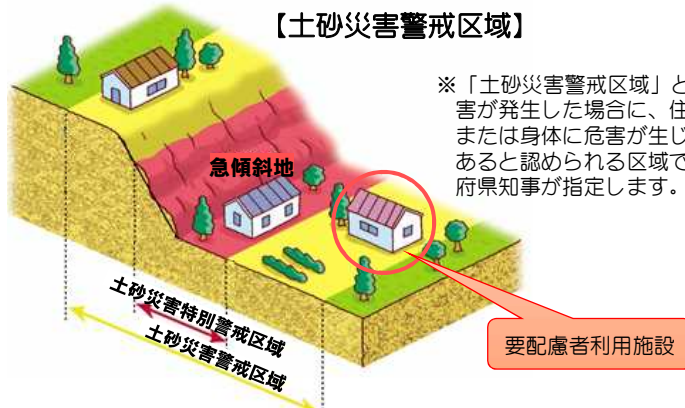
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



職員や利用者への学習会



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 19 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風 21・24 号、平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添 1 の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添 2 のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添1)

点検対象施設

1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

(別添 2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

- ・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

- ・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

- ・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

- ・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。
- ・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

- ・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。
- ・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- ・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。